

防衛省所管の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構について

平成25年10月
防衛省

防衛省所管の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構について

1 概要

- ・ 在日米軍の活動を支える駐留軍等労働者の存在は不可欠。在日米軍への必要な労働力（駐留軍等労働者）の提供は、日米地位協定に基づく我が国の義務。
- ・ 駐留軍等労働者の労務管理事務については、昭和22年から機関委任事務として都道府県知事が処理。
- ・ 平成10年に地方分権推進計画により国の直轄執行事務として整理。
- ・ 国の行政組織並びに事務・事業の減量・効率化を図るため、国が自ら実施する必要のない実務的な事務の大半については、**平成14年から独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）が実施。**
(平成12～13年度法定受託事務として都道府県知事が処理)



- ↓
- ・ **条約上の義務履行等の観点から、機構の役職員に国家公務員の身分を付与。これにより、国及び在日米軍と密接な連携を図りつつ、安定的かつ確実に業務を実施。**

2 事務・事業の合理化・効率化等

- ・ 事務・事業を徹底的に合理化・効率化

《主な成果》

定員削減

機構設立以前（平成12年3月31日現在）定員453人 → 302人 (▲151人)

機構設立時点（平成14年4月1日現在）定員408人 (▲106人)

1/3を
削減

統合等

これまでに、呉支部を岩国支部に、那覇支部とコザ支部を、富士支部を座間支部に統合、横浜分室及び沖縄分室を廃止。

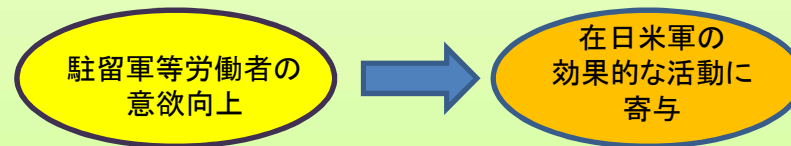
運営費交付金

平成14年度 約49億円 → 平成25年度 約31億円 約17億円減 (▲35%)

- ・ 駐留軍等労働者の人数は、平成14年度以降、約26,000人で推移。労務管理事務の業務量の変化がない中で、これまでに事務・事業を徹底的に合理化・効率化した結果、1/3に相当する職員を削減し、**これ以上の大幅な合理化・効率化は限界。**

3 今後の課題

- ・ 機構は、駐留軍等労働者の様々なニーズに応え、特別援護金の支給、ベビーシッター育児支援事業の実施など、駐留軍等労働者にきめ細かいサービスを提供。
- ・ **在日米軍のニーズに加え、駐留軍等労働者のニーズはより一層多様化。**
- ・ 駐留軍等労働者(技術者)の高度な技術力を維持するため、**継続的に優秀な人材を確保することが重要**であることから、理工系大学への訪問や企業説明会への参加など**募集体制を強化していく必要**。
- ・ 駐留軍等労働者に対する利便性の向上のため、**働きやすい職場環境を作り、労働意欲向上へのインセンティブを与え、優秀な人材の確保に寄与していく必要**があることから、**基地内に機構の窓口を設置し労働者のニーズに対応**。



4 今後のあり方

- ・ 駐留軍等労働者の労務管理事務は、我が国の義務の履行に係るものであり、安定的かつ確実な実施が求められる。
- ・ このため、機構の役職員には、①争議行為の禁止、②秘密保持義務、③兼職禁止、④政治的中立性の確保の国家公務員法上の規律を課す必要。
(在日米軍も、最も高い水準の品性及び職務態度が求められる政府職員のみにより実施されるべきとの立場。)



- ・ **機構の役職員には国家公務員の身分を付与し、「単年度管理を行う法人」として、引き続き、国及び在日米軍と密接に連携しつつ、労務管理事務を実施させることが適当。**
- ・ **駐留軍等労働者及び在日米軍のニーズを踏まえ、労務管理業務の高度化を図っていくとともに、事務・事業の合理化・効率化も追求。**

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の概要

- 根拠法
 - ① 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(日米地位協定)(昭和35年条約第7号)第12条4
 - ② 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)
- 主務省:防衛省
- 設立年月日:平成14年4月1日
- 組織の前身:機関委任事務として都道府県知事に委任
(ただし、平成12年度及び平成13年度においては、法定受託事務として委任)
- 目的:駐留軍等労働者の雇入れ等に関する業務を行い、在日米軍に必要な労働力の確保を図ること。
- 職員の身分:国家公務員
- 業務の範囲:
 - ① 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施
 - ② 駐留軍等労働者の給与の支給
 - ③ 駐留軍等労働者の福利厚生の実施
- 職員数:302人(平成25年4月1日現在)
- 事務所:本部(東京)、三沢支部、横田支部、横須賀支部、座間支部、岩国支部、呉分室、佐世保支部、沖縄支部
- 運営費交付金:約31億円(平成25年度)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(日米地位協定)(昭和三十五年条約第七号)(抄)

第十二条〔需品、労務等の調達及び調達物等の租税の免除等〕

4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

○独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成十一年法律第二百十七号)(抄)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)は、駐留軍等及び諸機関(防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第四条第二十五号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下この条において同じ。)のために労務に服する者(第十条第一項において「駐留軍等労働者」という。)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。

(業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施(次に掲げるものを除く。)に関する業務を行うこと。

イ 労働契約の締結

ロ 昇格その他の人事の決定

二 駐留軍等労働者の給与の支給(次に掲げるものを除く。)に関する業務を行うこと。

イ 額の決定

ロ 給与の支払

三 駐留軍等労働者の福利厚生の実施(次に掲げるものを除く。)に関する業務を行うこと。

イ 法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項

ロ 宿舎に供される行政財産の管理

ハ 表彰(永年勤続に係るものに限る。)

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国の委託に基づき、同項第三号イからハまでに掲げる業務の一部を行うことができる。

附 則

(業務の特例)

第六条 機構は、第十条第二項に規定する業務のほか、同条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国の委託に基づき、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)第十条第三項の規定による特別の措置及び同法第十五条第一項の規定による特別給付金の支給に関する業務の一部を行うことができる。

駐留軍等労働者の労務管理事務の仕組み

